

配信課題Ⅲ-8(法規)

© 2018 建築士の塾

※平成30年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題しています。

※法令集は必ず最新版を使用して下さい。

問題 1

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 物を運搬するための昇降機で、建築物に設けるものは、「建築設備」である。
2. 火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をする防火設備を、「特定防火設備」という。
3. 「安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分」には、主要構造部以外の一定のバルコニーも含まれる。
4. 傾斜地などの敷地に高低差のある場合は、建築物の「避難階」が複数となることがある。

問題 2

面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 事務所の用途に供する建築物の屋上部分に設ける階段室の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以内の場合であっても、当該階段室の床面積は、当該建築物の延べ面積に算入する。
2. 避雷設備の設置の必要性を検討するに当たっての建築物の高さの算定について、建築物の屋上部分である階段室で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以内の場合においては、その部分の高さは、当該建築物の高さに算入しない。

3. 第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度の規定において、階段室及び昇降機塔のみからなる屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以内の場合においては、その部分の高さは、5 m までは、当該建築物の高さに算入しない。
4. 建築物の地階(機械室、倉庫及び防災センター(中央管理室)の用途に供する。)で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ であるものは、当該建築物の階数に算入する。

問題 3

都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付を受ける必要がない**ものはどれか。ただし、防火地域、準防火地域又は建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 木造、延べ面積100㎡、地上2階建ての一戸建ての住宅における床面積12㎡の浴室・脱衣室の増築
2. レストランの敷地内における高さ8 mの広告塔の築造
3. マンションを新築するために、工事現場とは別の敷地に設ける延べ面積50㎡の工事管理事務所の新築
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積500㎡、地上2階建ての劇場の、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わない映画館への用途変更

問題 4

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築主は、高さが60mを超える建築物を建築しようとする場合において、申請書を提出して都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定を受ける必要はない。
2. 鉄筋コンクリート造、地上3階建ての共同住宅の用途に供する建築物である認証型式部材等で、その新築の工事が一級建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、中間検査において、その認証に係る型式に適合するものとみなされる。
3. 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の建築設備の材料、位置又は能力の変更(性能が低下しない材料の変更及び能力が減少しない変更とする。)をして、当該建築物を建築しようとする場合においては、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであっても、あらためて、確認済証の交付を受けなければならない。
4. 確認済証の交付を受けた建築物の新築の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る建築主事又は指定確認検査機関の確認があった旨の表示をしなければならない。

問題 5

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 中学校における床面積60㎡の教室には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、原則として、12㎡以上としなければならない。
2. 集会場の用途に供する床面積200㎡の居室には、換気に有効な部分の面積が10㎡の窓を設けた場合においても、所定の換気設備を設けなければならない。
3. 最下階の居室の床が木造である場合における外壁の床下部分には、原則として、壁の長さ5m以下ごとに、面積300cm²以上の換気孔を設け、これにねずみの侵入を防ぐための設備をしなければならない。

4. 物品販売業を営む店舗で床面積の合計が1,400㎡のものにおける客用の階段で、その高さが3mをこえるものにあつては、高さ3m以内ごとに踊場を設けなければならない。

問題 6

延べ面積30,000㎡、地上20階建の事務所の用途に供する耐火建築物（各階の床面積が1,500㎡であり、各階に事務室が設けられているもので、イ～ホの建築物の条件を満たしているものとする。）に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。

建築物の条件

- イ. 主要構造部が所定の性能を有していることについて、耐火性能検証法により確かめられたものである。
 - ロ. 主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備が所定の性能を有していることについて、防火区画検証法により確かめられたものである。
 - ハ. 当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたものである。
 - ニ. 自動式のスプリンクラー設備が全館に設けられているものとする。
 - ホ. 避難上有効なバルコニー、屋外通路等は設けられていないものとする。
1. 10階において、こんろを設置した給湯室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした。
 2. 配電管が、主要構造部である壁及び床並びに防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフトの当該壁を貫通する場合には、当該貫通する部分からパイプシャフトの内側方向に1m以内の距離にある部分を不燃材料以外の材料で造った。
 3. 15階(当該階における居室の床面積の合計は1,000㎡とする。)に通ずる直通階段を特別避難階段とし、当該特別避難階段の当該階における階段室及びこれと屋内とを連絡する付室の床面積の合計を30㎡とした。
 4. 18階(避難階に通ずる直通階段が2か所設けられているものとする。)において、事務室(当該室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものとする。)の各部分から避難階に通ずる各直通階段に至る通常の歩行経路の共通の重複区間の長さを25mとした。

問題 7

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の立地により異なる防火上の規制が適用される場合として、「特定行政庁が指定する区域」と「都市計画に定める地域」がある。
2. 耐火建築物の要件としては、「主要構造部に関する基準」及び「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に関する基準」に適合することが求められている。
3. 不燃性能は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後所定の時間、燃焼しないことや防火上有害な変形等を生じないことだけでなく、建築物の外部の仕上げに用いるものを除き、避難上有害な煙又はガスを発生しないことが求められる。
4. 高さが13mを超える病院においては、主要構造部である柱及びはりには木材を用いることはできない。

問題 8

防火区画に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 給水管が準耐火構造の防火区画を貫通する場合には、当該管と準耐火構造の防火区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。
2. 主要構造部を耐火構造とした建築物で、自動式のスプリンクラー設備を設けたものについては、床面積の合計に応じて区画すべき防火区画の規定が緩和される。
3. 防火区画に用いる特定防火設備である防火シャッター等は、閉鎖又は作動をするに際して、当該設備の周囲の人の安全を確保することができる構造のものとしなければならない。
4. 換気設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合には、当該風道に設置すべき特定防火設備については、火災により煙が発生した場合に手動により閉鎖することができるものとしなければならない。

問題 9

耐火性能等に関する技術的基準についてのA欄とB欄の組合せとして、建築基準法上、**誤っている**ものは、次のうちどれか。

	A	B
1.	建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること	外壁の「防火性能」に関する技術的基準の一つである
2.	通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間、防火上有害な変形、熔融、き裂その他の損傷を生じないものであること	建築物の外部の仕上げに用いる建築材料の「不燃性能」に関する技術的基準の一つである
3.	建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間当該加熱面以外の面に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること	屋根の「準耐火性能」に関する技術的基準の一つである
4.	通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであること	防火設備の「遮炎性能」に関する技術的基準である

問題 10

建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 床面積の合計が 80m^2 の住戸において、発熱量の合計(密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた設備若しくは器具に係るものを除く。)が 12kW の火を使用する器具を設けた床面積 15m^2 の調理室には、 1.2m^2 の有効開口面積を有する窓その他の開口部を換気上有効に設けた場合であっても、所定の技術的基準に従って、換気設備を設けなければならない。
2. 踏段面の水平投影面積が 7m^2 であるエスカレーターにおける踏段の積載荷重は、 18kN とすることができる。
3. エレベーター(所定の特殊な構造又は使用形態のものを除く。)の機械室における床面から天井又ははりの下端までの垂直距離は、エレベーターのかごの定格速度が毎分 180m の場合、 2.5m 以上としなければならない。
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積 $1,200\text{m}^2$ 、地上3階建ての病院において、全館避難安全検証法により、全館避難安全性能を有することが確かめられた場合であっても、所定の部分には、非常用の照明装置を設けなければならない。

問題 11

構造耐力の規定に関して建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている既存建築物について、増築又は大規模の模様替を行う際の構造耐力の規定の適用について、建築基準法上、**誤っている**ものは、次のうちどれか。ただし、建築物の高さは 31m 以下であるものとする。

1. 基準時の延べ面積が $2,000\text{m}^2$ の耐久性等関係規定に適合していない図書館に、床面積 $1,200\text{m}^2$ の増築を行う場合は、既存の図書館の部分にも現行の構造耐力の規定が適用される。
2. 基準時の延べ面積が $1,400\text{m}^2$ の事務所に、床面積 60m^2 の昇降機棟の増築を行う場合は、増築に係る部分が現行の構造耐力の規定に適合し、かつ、既存の事務所の部分の構造耐力上の危険性が增大しない構造方法とすれば、既存の事務所の部分に現行の構造耐力の規定は適用されない。

3. 基準時の延べ面積が1,500㎡の共同住宅において、構造耐力上の危険性が増大しない大規模の模様替を行う場合は、当該共同住宅には現行の構造耐力の規定は適用されない。
4. 事務所と物品販売業を営む店舗とが構造耐力の規定の適用上一の建築物であっても、各用途の建築物の部分がエキスパンションジョイントのみで接している場合、物品販売業を営む店舗の建築物の部分において増築を行うときには、事務所の建築物の部分には現行の構造耐力の規定は適用されない。

問題 12

建築物の構造計算における荷重及び外力に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物に作用する荷重及び外力として、固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力及び地震力のほか、建築物の実況に応じて、土圧、水圧、震動及び衝撃による外力を採用しなければならない。
2. 屋根に雪止めがなく屋根の勾配が60度を超える場合は、屋根の積雪荷重を、0とすることができる。
3. 風圧力の算定に当たっては、建築物に近接してその建築物を風の方向に対して有効にさえぎる防風林がある場合には、その方向における速度圧を所定の数値の $\frac{1}{2}$ まで減らすことができる。
4. 建築物の室の積載荷重については、床の構造計算をする場合と大ばりの構造計算をする場合は、同じ数値によって計算しなければならない。

問題 1 3

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 木造、延べ面積200㎡、高さ9 m、地上3階建ての建築物は、構造計算をしなければならない。
2. 炭素鋼を構造用鋼材として用いる場合、短期に生ずる力に対する曲げの許容応力度の値は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度の値と同じである。
3. 鉄骨造、延べ面積200㎡、高さ4 m、平家建ての建築物は、構造計算をしなければならない。
4. 建築物には、原則として、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。

問題 1 4

都市計画区域内の道路に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 土地を建築物の敷地として利用するため袋路状道路を築造する場合、特定行政庁からその位置の指定を受けるためには、その幅員を6 m以上とし、かつ、縦断勾配その他の基準を満たさなければならない。
2. 地区計画の区域内の自動車のみ交通の用に供する道路に設ける建築物のうち、当該地区計画の内容等に適合し、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、建築することができる。
3. 建築物の敷地は、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合であっても、道路に2 m以上接しなければならない。
4. 地方公共団体は、階数が3以上である建築物の敷地が道路に接する部分の長さについて、条例で、必要な制限を付加することができる。

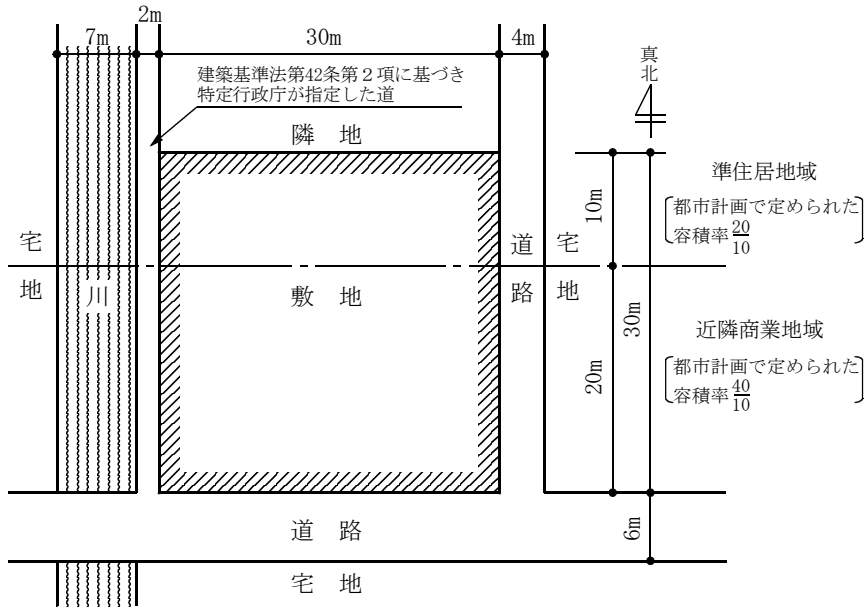
問題 15

都市計画区域内における次の建築物のうち、建築基準法上、**新築してはならない**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

1. 第二種低層住居専用地域内の延べ面積 900m^2 、地上2階建ての建築物で、2階を床面積 400m^2 の図書館、1階を図書館に附属する床面積 500m^2 の自動車車庫とするもの
2. 第一種住居地域内の延べ面積 $4,000\text{m}^2$ 、地上5階建ての警察署(各階を当該用途に供するもの)
3. 準住居地域内の延べ面積 $10,000\text{m}^2$ 、地上3階建ての展示場(各階を当該用途に供するもの)
4. 工業地域内の延べ面積 800m^2 、地上3階建ての保健所(各階を当該用途に供するもの)

問題 16

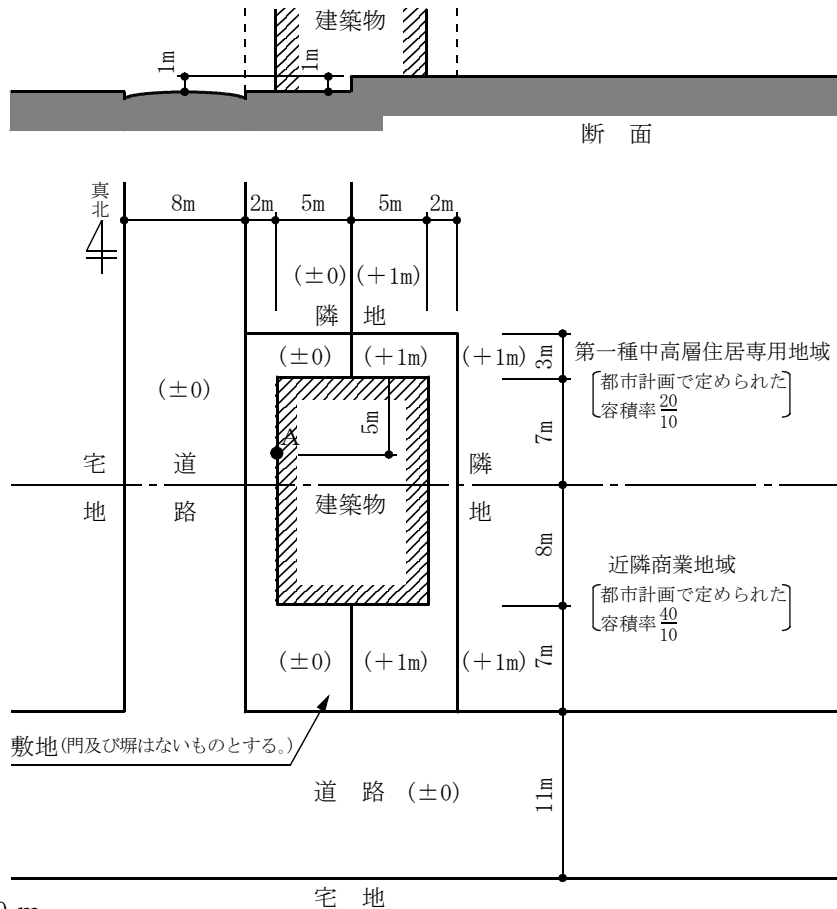
図のような敷地において、建築基準法上、**新築することができる建築物の延べ面積の最大のもの**は、次のうちどれか。ただし、特定道路の影響はないものとし、建築物には、住宅及び老人ホーム等、自動車車庫等の用途に供する部分、エレベーターの昇降路の部分はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとする。



1. 2,464 m²
2. 2,576 m²
3. 2,668 m²
4. 2,800 m²

問題 17

図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、地盤面からA点における**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地には図に示すように東西方向に高低差があり、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 15.00 m
2. 16.25 m
3. 18.25 m
4. 18.75 m

()内の数値は前面道路の路面の中心からの高さを示す。

問題 18

防火地域及び準防火地域内の建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 準防火地域内においては、延べ面積500㎡、地下2階、地上3階建ての建築物で、各階を診療所(患者の収容施設がないもの)の用途に供するものは、防火上必要な所定の基準に適合すれば、耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物とすることができる。
2. 防火地域内にある準耐火建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
3. 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合で、防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。
4. 防火地域内においては、延べ面積1,600㎡、平家建ての機械製作工場で、柱及び屋根が不燃材料、壁が準不燃材料で造られたものは、耐火建築物としなくてもよい。

問題 19

地区計画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 地区計画の区域のうち再開発等促進区で地区整備計画が定められている区域のうち建築物の容積率の最高限度が定められている区域内においては、市町村が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、建築基準法第52条の規定は、適用しない。
2. 建築主事を置かない市町村であっても、地区計画等の区域(地区整備計画等が定められている区域に限る。)内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、市町村の条例で、これらに関する制限として定めることができる。
3. 地区計画等の区域(地区整備計画等が定められている区域に限る。)内において、市町村の条例で定める建築物の高さの最高限度は、地階を除く階数が2である建築物の通常の高さを下回らない数値でなければならない。

4. 地区計画等の区域(地区整備計画等が定められている区域に限る。)内において、市町村の条例で定める壁面の位置の制限は、建築物の壁若しくはこれに代わる柱の位置の制限又は当該制限と併せて定められた建築物に附属する門若しくは扉で高さ2 mを超えるものの位置の制限でなければならない。

問題 20

ホテルに関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 主要構造部が耐火構造である地上5階建てのホテルの避難階以外の階で、その階における宿泊室の床面積の合計が200㎡である場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。
2. 耐火建築物のホテルで、ホテルの用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が350㎡である場合、当該用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすることができる。
3. 敷地が第二種中高層住居専用地域内に600㎡、近隣商業地域内に700㎡と二つの用途地域にわたる場合、当該敷地には、ホテルを新築することができる。
4. 1階を避難階とするホテルの場合、3階以上の階の宿泊室には、採光上有効な窓がある場合であっても、非常用の照明装置を設けなければならない。

問題 2 1

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した歩廊の柱は、壁面線を越えて建築することができる。
2. 建築主は、延べ面積1,000㎡の事務所の用途を変更して病院とする場合において、当該工事を完了したときは、建築主事に届け出なければならない。
3. 地方公共団体は、条例で、災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築を禁止することができる。
4. 市町村の長は、建築協定書の認可の申請があった場合においては、遅滞なく、その旨を公告し、10日以上の間を定めて、これを関係人の縦覧に供さなければならない。

問題 2 2

次の記述のうち、建築基準法又は建築士法に**適合している**ものはどれか。

1. 準防火地域内における建築物の外壁の延焼のおそれのある部分に国土交通大臣による構造方法等の認定を受けた防火設備を用いようとして、製造業者に発注したところ、用いられている部材の形状が認定された仕様と異なっていたが、認定を受けた構造方法等の軽微な変更であったので、当該変更に係る認定を受けずにそのまま施工した。
2. 既に建築確認を受けた建築物の計画の変更をすることとなったが、建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更であり、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであったので、当該計画の変更に係る建築確認の申請を行わなかった。
3. 建築基準法第20条第1項第一号の基準に適合する建築物として国土交通大臣による構造方法等の認定を受けた建築物の計画を変更することとなったが、認定を受けた構造方法等の軽微な変更であったので、当該変更に係る認定を受けずに、完了検査申請時に軽微な変更説明書を添付した。

4. 構造設計一級建築士に保有水平耐力計算が必要な高さ60mの建築物の構造設計を依頼したところ、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書の交付を受けたので、構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示がされていなかったが、当該構造設計図書により建築確認の申請を行った。

問題 2 3

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 鉄骨造、高さ10m、軒の高さ9mの共同住宅の新築工事で、住宅の用途に供する部分の床面積が250㎡、自動車車庫の用途に供する部分の床面積が125㎡のもの設計及び工事監理は、一級建築士又は二級建築士でなければしてはならない。
2. 一級建築士名簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、処分歴、定期講習の受講歴等である。
3. 建築士事務所に属する一級建築士は、直近の一級建築士定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内に、次回の一級建築士定期講習を受けなければならない。
4. 中央指定登録機関が指定された場合には、一級建築士の登録の実施に関する事務、一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務等は中央指定登録機関が行うこととなり、原則として、国土交通大臣はこれらの事務を行わない。

問題 2 4

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係る設計の業務については、委託者の許諾を得た場合においても、一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。
2. 建築士事務所の開設者が、他の建築士事務所の開設者から設計の業務の一部を受託する設計受託契約を締結したときは、原則として、遅滞なく、所定の事項を記載した書面を委託者である建築士事務所の開設者に交付しなければならない。
3. 建築士事務所の開設者が建築主との設計受託契約の締結に先だって管理建築士等に重要事項の説明を行わせる際に、管理建築士等は、当該建築主に対し、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならない。
4. 建築士事務所を開設しようとする者は、設計等の業務範囲が複数の都道府県にわたる場合には、当該建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事及び業務範囲に係るそれぞれの都道府県知事の登録を受けなければならない。

問題 2 5

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 一級建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したときは、国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得たうえで、免許を取り消さなければならない。
2. 一級建築士が、工事監理者として、特定工程を含む建築工事において、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工できない特定工程後の工程について、中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認した場合には、業務停止等の懲戒処分の対象となる。
3. 建築士事務所の開設者である一級建築士が、当該建築士事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、更新の登録を受けずに他人の求めに応じ報酬を得て設計業務を業として行った場合には、業務停止等の懲戒処分の対象となる。

4. 建築士事務所の開設者である一級建築士が、管理建築士講習の義務づけに係る法改正の施行以前から当該建築士事務所に置かれていた管理建築士であって所定の経過措置の期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き管理建築士として置いている場合には、業務停止等の懲戒処分の対象となる。

問題 2 6

都市計画に関する次の記述のうち、都市計画法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 都市計画事業の認可等の告示前においては、都市計画施設の区域内において、階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物の改築は、都道府県知事の許可を要しない。
2. 市街化調整区域については、原則として、用途地域及び地区計画を定めないものとする。
3. 第一種低層住居専用地域については、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため必要な場合に限り、外壁の後退距離の限度を都市計画に定めることができる。
4. 市街化区域内において、各種学校の建築の用に供する目的で行う開発行為で、その規模が1,500㎡のものは、開発許可を受けなければならない。

問題 2 7

消防の用に供する設備に関する次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 耐火建築物である地上2階地下1階建の延べ面積が900㎡の飲食店の地上階には、原則として、避難口誘導灯を設けなくてもよい。
2. 地上4階建のマーケットの4階の床面積が1,000㎡以上であれば、原則として、その階にはスプリンクラー設備を設けなければならない。
3. 耐火建築物である地上2階建の延べ面積が9,500㎡の物品販売業を営む店舗には、原則として、屋外消火栓設備を設けなければならない。
4. 高さ31mを超えるホテルに設ける非常用エレベーターは、消防の用に供する設備には含まれない。

問題 28

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 保健所は、特別特定建築物に該当する。
2. 所管行政庁は、認定建築主等が計画の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
3. 所管行政庁は、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項等について必要な指導及び助言をすることができる。
4. 浴室は、建築物特定施設に該当しない。

問題 29

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 耐震改修には、地震に対する安全性の向上を目的とした模様替が含まれる。
2. 特定既存耐震不適格建築物に該当しない建築物であっても、当該建築物の耐震改修をしようとする者は、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
3. 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命じなければならない。
4. 延べ面積2,000㎡、地上2階建の鉄筋コンクリート造のホテルは、特定既存耐震不適格建築物に該当しない。

問題 30

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「宅地造成等規制法」に基づき、宅地造成工事規制区域内において、切土のみの宅地造成に関する工事であって、切土をする土地の面積が500㎡で、高さ2mの崖を生ずることになる場合には、造成主は、原則として、都道府県知事の許可を受けなければならない。
2. 「水道法」に基づき、給水装置における家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。
3. 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、特別警戒区域内において、予定建築物が分譲住宅である開発行為をしようとする者は、原則として、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。
4. 「都市計画法」に基づき、開発許可の申請に当たって、一級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有するものは、開発区域の面積が20ha未満の開発行為に関する設計に係る設計図書を作成することができる。